

報 道 資 料

令和3年 1月 9日
政策推進課広域調整係
守屋、脇川
内 線 2121、2109
ダイヤルイン 0742-27-8306
F A X 0742-22-8012

全国知事会第15回新型コロナウイルス緊急対策本部に係る 知事発言要旨について

1月9日（土）に標記会議が開催されました。会議の概要、荒井奈良県知事の発言要旨は、下記のとおりです。

○会議の概要

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関して、各地域の対応状況を共有すると共に、国に対する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言及び新型コロナ感染症爆発絶対阻止宣言について意見交換等を行った。

○荒井知事の発言要旨

- ・新型コロナ対策における県の役割に関連して、3点申し上げる。
- ・1点目は、病床の確保である。
- ・病床の確保について、各県の統計が、どういう基準で統計が出ているのかが良く分からない。「病床の確保」とはどういう意味なのか、基準を明確にして、比較できるようにしてほしい。
- ・確保されている病床があるというにも関わらず、人手不足だと言うのはどういうことなのか。そのことが、国民の不安感を醸成している。統計を出すのが都道府県に任されており、バラバラになっている感がある。全国知事会長に、対応をお願いしたい。
- ・宿泊療養施設に入所を求める際に、拒否する方がいる。感染症法で強制力を伴って求められるような改正を、国をお願いしたい。
- ・2点目は、感染経路を明確にすることである。
- ・インフルエンザと違って、新型コロナは、発症前にうつしてしまう。そのため、発症前の3日間が重要となる。発症前3日間の疫学調査をしっかりとしないといけない。
- ・感染経路の各県統計を見ていると、感染経路が良く分からないまま、事例が積み重なっている。感染経路の統計は、地方に任せる、国で統制する、2つのやり方がある。全国知事会長が基準を作るか、国で基準を作るか、いずれでも良いので、早く発症前3日の疫学調査をはっきり位置付けてほしい。
- ・感染経路の調査は、今後の感染を防止する最大の知恵となる。感染経路の調査は大事だということを、法律でも、知事会長談話でも良いので、明確に位置付けてほしい。
- ・3点目は、緊急事態宣言についてである。
- ・緊急事態宣言は、国が出すので、どういうことをするのか、どういう効果があるのかについて、明確に、納得できるものを、国で示してほしい。そして、それに従って、県が、緊急事態宣言の内容を効果的にするという仕組みが構築されることを期待する。

(添付資料)

- ・次第
- ・出席者名簿
- ・緊急提言（案）
- ・絶対阻止宣言（案）

新型コロナウイルス緊急対策本部（第15回）

日時：令和3年1月9日（土）9:00～
場所：都道府県会館3階知事会会議室（WEB 会議）

1 開会

（幹事長 古尾谷事務総長）

2 本部長挨拶

（本部長（全国知事会会長） 飯泉徳島県知事）

3 議題

（1）新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言

（2）「新型コロナ感染爆発」絶対阻止宣言！

～感染しやすい今、予防のレベルアップを～

（本部長代行・副本部長 平井鳥取県知事）

4 その他

【配付資料】

- ・出席者名簿
- ・資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言（案）
- ・資料2 「新型コロナ感染爆発」絶対阻止宣言！（案）
～感染しやすい今、予防のレベルアップを～

第15回新型コロナウイルス緊急対策本部出席者名簿（敬称略）

職名	氏名
北海道知事	鈴木直道
青森県知事	三村申吾
岩手県知事	達増拓也
山形県知事	吉村美栄子
宮城県知事	村井嘉浩
福島県知事	内堀雅雄
新潟県知事	花角英世
東京都副知事	多羅尾光睦
栃木県知事	福田富一
茨城県知事	大井川和彦
埼玉県知事	大野元裕
千葉県知事	森田健作
神奈川県知事	黒岩祐治
山梨県知事	長崎幸太郎
静岡県知事	川勝平太
長野県知事	阿部守一
富山県知事	新田八朗
岐阜県知事	古田肇
愛知県知事	大村秀章
三重県知事	鈴木英敬
福井県知事	杉本達治
滋賀県知事	三日月大造
京都府知事	西脇隆俊
大阪府知事	吉村洋文
奈良県知事	荒井正吾
兵庫県知事	井戸敏三
鳥取県知事	平井伸治
岡山県知事	伊原木隆太
島根県知事	丸山達也
広島県知事	湯崎英彦
山口県知事	村岡嗣政
香川県知事	浜田恵造
徳島県知事	飯泉嘉門
愛媛県知事	中村時広
高知県知事	濱田省司
福岡県知事	小川洋
佐賀県知事	山口祥義
長崎県知事	中村法道
大分県知事	広瀬勝貞
熊本県知事	蒲島郁夫
宮崎県知事	河野俊嗣
鹿児島県知事	塩田康一
沖縄県知事	玉城デニー

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受けた緊急提言（案）

一昨日、首都圏の1都3県に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出された。今、わが国は、首都圏を中心とした新規感染者数の増加に加えて、地方部でも感染が広がりやすい状況になりクラスターも多様化するなど、これまでとは様相が異なっており、各地で医療のひっ迫が見られる深刻な状況に置かれている。

我々47人の知事は、緊急事態宣言が発出された1都3県の知事にそれ以外の道府県の知事も協力し、一致結束してこれ以上の感染拡大を防ぐため全力を尽くす決意である。

ついては、政府におかれても、下記の項目について対処されるよう提言する。

1. 特措法・感染症法等の改正について

- 事業者への休業や営業時間短縮要請の実効性を担保するため、要請に対する遵守義務や、違反した場合の罰則・営業停止処分、事業者に対する協力金などの支援について、緊急事態宣言の発出される以前でも必要な対策がとれるようにすることも含め、新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正すること。なお、罰則に関しては、実際に適用する際の課題を含め指針やガイドラインを示すなど検討を行うこと。
- 感染者の増加による医療がひっ迫している状況を踏まえ、緊急事態宣言発出前であっても、臨時の医療施設を迅速に開設することができるよう規定を整備すること。
- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対する偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、特措法及び感染症法に差別・偏見防止の規定を設けること。
- 感染拡大を防止するためには、保健所による積極的疫学調査や健康観察、入院勧告の遵守義務やこれらに対する罰則、民間検査で陽性となった本人による保健所への連絡の義務化、宿泊施設や自宅での療養の法的根拠、クラスター等複数の陽性者が発生した場合の知事の判断による名称等の情報の公表等に関する感染症法の改正を行うこと。

- 都道府県知事が、保健所設置市も含め、管内全域を一元的に総合調整できるよう、都道府県と保健所設置市の円滑な情報共有が行えるよう感染症法に規定を設けるとともに、都道府県と保健所設置市の関係を含め法的位置づけの再構成を検討すること。
- これらの法改正については、1月18日の開会が想定されている次期通常国会において、速やかに成立させること。

2. 緊急事態宣言・緊急事態措置について

- 国民・事業者が一体となって短期的・集中的に対策に取り組むため、営業時間短縮要請をはじめとする緊急事態措置による感染拡大防止効果等について、引き続き、わかりやすい丁寧な説明を行うこと。
- 今後、首都圏以外の地域においても感染が拡大した場合には、当該地域の知事の見解も踏まえ、緊急事態宣言の発出について迅速な対応を行うこと。その際、各地域の緊急事態措置の周知や事業者への支援に係る予算措置等を行うため、宣言の発効までに一定の期間をおくこと。
- 飲食店等への営業時間短縮要請や働きかけの実効性を担保するため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金「協力要請推進枠」の運用を拡大し、要請対象の事業者への支援を充実させること。
- 特措法に基づく営業時間短縮要請の対象外業種や1都3県以外の事業者にも幅広く影響が及ぶことから、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和、雇用調整助成金の特例措置の延長、休業支援金・給付金の延長や失業給付の充実、民間金融機関における実質無利子・無担保融資の融資実行期間の延長や限度額の拡充、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対して中小企業と同様に政府支援策を適用することなどを通じ、事業者や労働者等への支援を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に関して、「協力要請推進枠」の20%の地方負担に係る通常分の確実な交付を行うなど、休業や営業時間短縮要請が円滑に行えるよう国として全面的な財政措置を行うこと。
- 緊急事態宣言が発出されている地域とそれ以外の地域との間の不要不急の往来は自粛するよう呼びかけるとともに、テレワークや時差出勤の促進について、事業者への要請など法的措置も含め検討すること。

- 緊急事態宣言発出に伴い、Go To トラベル事業等の再開の延期も相まって、経済に大きな影響が及ぶことが想定されるため、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設することも含め、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うとともに、生産性向上や新たな付加価値創出、産業の国内回帰、新たなビジネスモデルへの転換等に対する予算措置を、地域独自の対策の支援も含め、十分に講じること。特に、大きな損失を被るおそれがあるバス・鉄道・タクシー等の交通事業者や宿泊・飲食・土産物店等の観光関連事業者に対し、手厚い経営支援を行うこと。また、Go To キャンペーン事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、適切に運用すること。

3. 医療提供体制や医療従事者の処遇改善について

- 新型コロナウイルス感染症患者の爆発的な急増により、重症者や死亡者も増加し、通常医療にも支障が生じるなど、医療崩壊が懸念されることから、医療体制の抜本的な強化に向けて早急に強力な追加的措置を行うこと。
- 厳しい医療提供体制の状況に鑑み、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関が十分な病床を確保し適切に対処できるよう、重症病床の確保や要介護者・認知症患者への対応なども含め、支援の充実を図ること。また、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の転院を受け入れる医療機関に対する診療報酬の更なる拡充や、重点医療機関の施設要件について、病棟単位ではなくフロア単位とするなど弾力的な運用を認めること。
- 感染症患者の治療の現場を支える医療従事者に報いるため、慰労金の追加給付や対象期間の延長、支給対象の拡大等処遇改善を図ること。
- 医師や看護師等への処遇改善のための新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の補助上限額の引き上げについては、重点医療機関以外の医療機関においても、クラスター発生時など新型コロナウイルス感染症対応のため派遣されるケースもあることから、医療機関の通常の体制を確保するために派遣した看護職員のほか、宿泊療養施設や社会福祉施設等に派遣される医療従事者も含め当該措置の対象を拡大するとともに、派遣に係る財源措置の拡充を図ること。また、医療従事者の派遣に伴い体制を縮小せざるを得ない派遣元医療機関の減収に対しても支援を行うこと。

- 看護師等の負担軽減の観点から、清掃・消毒・リネン交換等の委託経費も新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象とされているが、この措置を実効性あるものとするためにも、国において業界団体等と連携して清掃作業等を担える事業者の育成支援を行うなど積極的に対応すること。
- 多くの医療機関で新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず厳しい経営状況にあることから、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう引き続き戦略的かつ継続的に対処すること。加えて、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復師等の事業所等についても、処方箋受付の減少や利用控えなどにより経営上困難な状況であることから、経営安定化のための財政支援等についても、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の拡充等を図ること。
- 診療・検査医療機関の拡充を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金におけるスタッフに対する危険手当の創設や PCR 検査費用への補助、スタッフの感染時の休業補償、事務職員を含む労災給付上乗せ補償の保険料支援を行うこと。
- 保健師のみならず感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣についても、いかなる状況にも対応できるよう、国において総合調整をしっかりと行うとともに、その他の感染拡大地域支援も含め自衛隊の活用について機動的に実施すること。

4. ワクチン接種及び保健所機能の確保等について

- 2月下旬のワクチン接種の開始に向けて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、副反応に関する情報や優先接種の対象等を速やかに明確化し、現場と具体的な情報共有を行い、国民への周知を図るとともに、自治体窓口等への支援を行うこと。
- ワクチン接種体制確保事業費国庫補助金に関する各都道府県・市町村の申請可能な目安額が示されたが、所要額との乖離が大きい。接種記録等に係るシステム改修やコールセンターの設置、集団接種（優先接種含む）を実施するにあたっての実施機関への協力金等も含め、接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないよう、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において必要な措置を講じること。

- 供給について契約締結や基本合意に至っているワクチン3種類について、それぞれ保管の条件や供給単位など取扱いが異なることから、確実かつ早急なワクチン接種を進めるため、供給されるワクチンの種類や量、また供給時期について、いち早く自治体に示すこと。
- 優先接種の対象については、医療従事者及び社会福祉施設、積極的疫学調査や宿泊療養施設の運営に携わる職員に加えて、新型コロナ対応に携わる人が幅広く対象となるよう検討し、予防接種法に基づき都道府県で弾力的に接種対象を認める運用とすること。
- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う企業に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- 医療現場の負担を減らすためにも根本的に感染者数を抑制することが必要であり、積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができるよう、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図ること。
- 検査体制の充実について、検査技師等の人材育成を図ることも含め、必要な体制の確保を図るとともに、幅広い検査により感染抑制につなげる各地域の積極的検査を支援すること。
- 現下の感染拡大の実態を踏まえ、国において、国内でのウイルスの変異を常時監視することにより、都道府県知事が迅速に対応できるよう、全国各地の新型コロナウイルス検体の遺伝子分析を行い、国内の新型コロナウイルスの感染力や世界各国で確認されている変異種との関係について解析し、感染力の変化や特性などの情報を提供すること。

5. 水際対策について

- 現在、都道府県が行っている入国者・帰国者に対する健康観察については、対象人数の多さ、連絡の取りづらさ等から新型コロナウイルス感染症対策の要である保健所の負担につながっているため、入国者・帰国者に対する健康観察については、国の責任において行うなど、水際対策に係る地方自治体の負担を軽減するとともに、入国時検査が不要である感染症危険情報レベル2の国等からの入国の場合も含め、入国者・帰国者に関する情報を都道府県と共有すること。

- 世界各国での変異種の確認等を踏まえ、各国からの入国制限や入国時の待機期間等の条件を必要に応じて見直すなど、世界各国の感染状況を踏まえ徹底した水際対策を実施すること。

6. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、人物の特定などの人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。
また、地方の相談窓口の設置やネット監視業務等に対する財政支援を行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。
- 在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、感染防止対策を徹底すること。
- 子どもの貧困や児童虐待の潜在化などを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体への支援を強化するとともに、ひとり親家庭への継続的な支援や生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策を講じるなど、将来世代等を応援するための対策を行うこと。また、生活が困難な方を支える緊急小口資金等の特例貸付に係る償還免除等の具体的な取扱いを早期に示すこと。
- 新型コロナに伴う離職者を支援するため、新たなスキルを習得するための職業能力開発促進策の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。
- 大学入試や就職の際に必要な各種の国家試験等について、感染が確認された場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、国において関係機関への支援を行うなど環境整備を図ること。
- コロナ禍における自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

令和3年1月9日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

「新型コロナウイルス感染爆発」絶対阻止宣言！（案）

～ 感染しやすい今、予防のレベルアップを ～

全国の新型コロナウイルス感染症の拡大が止まらず、各地で医療のひっ迫が深刻な状況となる中、首都圏の1都3県に対して緊急事態宣言が発出されました。この背景には、第1波や第2波とは比較にならないほど、感染しやすくなっている第3波の猛威があります。

全ての道府県は、首都圏の1都3県と連携し、お互いの成功事例を参考にしながら知恵を絞り、最善の保健医療行政を展開することにより、これ以上の感染拡大を防ぎ、また、医療提供体制の確保を図るとともに、緊急事態措置の効果を上げ、新規陽性者数を速やかに減少に転じさせることに全力を尽くす覚悟です。

国民の皆様・事業者の方々におかれましては、緊急事態宣言が出されているこの時期、感染爆発絶対阻止に向けて行動しましょう。

○現在、感染しやすい時期に入っています。最大限の注意を！

これまで以上にマスク・手洗い・換気などの感染防止策を徹底し、新型コロナウイルス感染症に対する注意レベルを上げましょう。また、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり

事業者におかれても、大切なお客様や従業員のため感染防止を徹底しましょう。

○県境を越える往来には注意しましょう！

緊急事態宣言が発出されている地域への「不要不急の往来」は控えましょう。

受験などをはじめ、やむをえない用件で緊急事態宣言地域に出かける場合は、感染防止対策を徹底し、対象都県の要請に従いましょう。

また、それ以外の地域へ往来する必要がある場合は、行き先やお住まいの道府県のメッセージを確認するなど、県境をまたぐ移動には十分注意しましょう。その上で、接触確認アプリ「COCOA」や各都道府県のアプリを利用し、通知があった場合は案内に従った上、その地域の保健医療当局に協力してください。

○新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、感染者が発生した団体に属する人、県外から往来された方等に対する誹謗中傷や差別はあってはならないことであり、さらにSNSやうわさ話などデマによるいわれのない偏見や差別につながるような行為は絶対に行わないようにしましょう。

令和3年1月9日

全国知事会